

都立 3 小児病院の廃止条例撤回を求める意見書

東京都は、2009 年第 1 回都議会定例会において都立清瀬小児病院、八王子小児病院、梅ヶ丘病院の廃止条例を提案し、厚生委員会では、「撤回」を求める都民・患者の声を反映して「廃止条例」は反対が 6 対 7 とわずか 1 票の僅差での可決となった。

N I C U、周産期、救急など、公的医療の充実が大きな社会問題として注目を集める中での統廃合計画に対し、都民の強い怒りと批判が続いている。

多摩地域は東京都の人口比で約 3 割を占める地域だが、N I C Uは東京都全体の 2 割程度、区部に比べて大きな格差がある。周産期医療をめぐる東京都における医療実態からもN I C Uは特に多摩地域に不足しており、緊急の拡充策が必要である。

小児医療は、1 分 1 秒を争う緊急性を要し、身近なところにあることが救命に直結する。広大な八王子の地域から、唯一の小児専門病院がなくなり、入院設備のN I C U、ドクターカーもなくなることや、また代替医療も不十分な中で清瀬小児病院を廃止することは、同地域と周辺地域に深刻な影響を及ぼすことが心配されている。梅ヶ丘病院の廃止も長い歴史のなかで蓄積した、専門スタッフと地域の協力が大きく損なわれ、小児精神医療に多大な困難をもたらすものである。

また、連日報道されているように「新型インフルエンザ」で入院した全国の子どもの約 8 7 %が 14 歳未満の子どもといわれ、発熱後インフルエンザ脳症を発症してわずか 3、4 日で亡くなる事例が相次いでいる。このため東京都自身も 9 月に小児病床を持つ病院を緊急に集めて、小児医療体制の強化について要請したばかりである。この会議には民間病院とともに、清瀬、八王子の両都立小児病院も招集され、参加している。パンデミックに備えた体制強化を全都の医療機関に発しながら、何があっても小児病院の廃止を進めることは、子どもたちの生命と安全を脅かすすなにもでもない。

東京都は、3 つの小児病院を廃止する理由として、医療人材不足の中、来年 3 月にオープンする「小児総合医療センター」(府中市)との両立が困難であることをあげている。しかし、小児総合医療センターは必要最小限の規模からスタートし、医師確保をすすめながら段階的に拡大していけば 3 つの小児病院の存続と両立することは十分に可能である。

東京都は、都民の願いに反する 3 小児病院の廃止について、都民の声を真摯に受けとめ、その地域での存続と拡充に転換すべきである。

よって町田市議会は、都に対し、都立 3 小児病院の廃止条例の撤回を強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。